

石坂委員提出意見

資金提供形態について

A) 政府からの競争的資金の申請は、大学や研究機関が、機関長の責任において提出し、Research grant は、大学に対して（その大学の faculty である主任研究者が、propose した研究を行うために）支払われるもので、研究者個人に支払われるべきではありません。Proposal の中には、各研究者がその project にどれだけ（%）の effort を費やす計画であるか？や、使用する研究室の面積、主な設備などが明記され、それは大学（Dean）によって approve されたものでなければなりません。つまり、研究費が支給されたときには、その主任研究者が、その大学で、どれだけの時間と設備を使って、その研究を行うか？ということ、大学が保証 / 賛成していることが必要です。それがないと、一方では、その大学で研究が行われることが保証されていないし、他方では教育機関としての大学の機能が損なわれる危険があります。

B) Research grant の中に研究者（ポストドクを含む）の人的費が含まれるようにするためには、研究費支給期間（grant period）は、3 - 5 年とすることが必要だと思います。（1 年ごとでは、何の保証もありませんから、研究者を集めることは不可能だと思います。）

C) Research Grant によって行われた研究の結果得られた知見は、

パテントを含めて、大学の所有になる（個人の所有物ではない）。研究結果は、大学に与えられた研究資金を使って得られたものですから、結果が大学の所有になるのは当然です。

D) 間接費は、本来、政府によって支援されている研究を行うために必要な研究費人件費以外の費用を cover するためのものです。それらの研究を行うためには、研究室の整備も必要となるし、光熱費も必要とする。化学薬品やアイソトープの管理 / 廃棄も。実験動物の管理も必要だし、secretary や事務官の増員も必要になる。間接費はこれらの費用を cover するためのものですから、間接費を研究や教育のための直接費や研究者の人件費に使うことはできない。間接費は administration の責任において、その研究期間 / 大学が受けたものをプールして使われるが、それがどのように使われたかについては、大学の administration は政府に報告する義務があるし、不適當な目的の為に使用された場合には返還を要求される。

E) 競争的研究資金は学問の進歩や、社会のためになる研究を遂行させる事を目的としたもので、学生の教育のためのものではない。競争的研究資金によって行われる研究が強調されるあまり、大学の教育機関としての機能が犠牲になることは避けなければならない。